

事故その他の事象(鉱害を含む。)の措置情報(平成20年)

番号	発生鉱山管轄産業保安監督部名	県名	発生年月日時間	鉱種	鉱山労働者数 A: 9人以下 B: 10～49人 C: 50～99人 D: 100人以上	事故その他の事象の種類	原因となった装置・施設等	ハザード(危険の内容)	事故その他の事象の概況	リスクマネジメント実施状況(発生前)	原因	対策	詳細情報
1	中部	岐阜	平成20年2月6日(測定) 平成20年3月25日(判明)	金属	D	有害物質排出基準 不適合	溶鉱炉	炉からの排ガスに基準値以上のダイオキシンが含まれていた。	2月6日、監督部が外注した分析機関が、製錬場内のダイオキシン類発生施設となっている溶鉱炉について、ダイオキシン類の濃度測定を実施した。その後、3月25日に分析機関から分析結果の報告書の提出があった。この分析結果をみると、毒性等量が3.4ng-TEQ/m ³ Nで規制基準値1ng-TEQ/m ³ Nを超えていた。	高濃度のダイオキシンが発生するものとは想定していなかった。	測定直前に炉の原料投入口が詰まり、その除去作業をした折、余剰空気が入った。このため、通常、炉内は還元雰囲気であるものが、酸化雰囲気に変化したためと考えられる。	投入口詰まりが発生しないように入り口の形状を変更し、また、原料を塊状のもの比率を増やす。	無